

任期付職員の採用について

職種	内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室任期付職員（日本版DBS）
職務の内容及び待遇等	1. 職務内容 こども家庭庁（仮称）では、令和3年12月21日に閣議決定された基本方針において、こどもの性的搾取を防止するための政府の取り組みを中心的に担うとともに、教育・保育施設等やこどもが活動する場（放課後児童クラブ、学習塾、スポーツクラブ、部活動など。以下同じ。）等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組みの導入に向けた検討を進めることとしている。 こうした仕組みの導入に向けた企画立案、検討会の運営、関係省庁や関係団体、関係者との連絡・調整などの業務を行う。 2. 待遇等 （1）採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 （2）採用予定官職 内閣事務官（参事官補佐級もしくは主査級） ※これまでの経歴等によっては、実際の発令が異なる場合があります。 （3）給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。 （4）勤務時間・休暇等 ・勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、休日を除く。） ・休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 （5）その他 ・国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。 ・内閣府のこども家庭庁（仮称）と関係する部署に併任となり、内閣府の事務を行う場合があります。
求める人材	・公的機関やNPO法人等において、教育保育施設等やこどもが活動する場における事業の主たる担当として業務に従事した経験や、こどもが関連する事業の企画・運営等に携わっていた経験が4年程度もしくはそれ以上の期間を有する者

【勤務地：東京都千代田区】

採用予定人数	1 名
採用予定期間	令和 4 年 7 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日まで (こども家庭庁(仮称)が発足した場合には転任することとなります。) (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
応募資格	1. 大学卒業又は同等以上の学力を有することが望ましいこと 2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有すること 3. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 4. 日本国籍を有する者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考(面接)を行うこととなった方のみに二次選考の 日時・場所等を 1 週間以内にご連絡いたします。
応募受付期間	令和 4 年 5 月 6 日(金) 必着
問い合わせ先	人事担当 中瀬、柳下、西村 電話：03-6550-8756 E-mail：kodomoseisakusuishin.b3h@cas.go.jp
応募要領	1. 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送(応募締切日必着)してください。(応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。) 2. 提出書類 (1) 一次選考(書類審査) ① 履歴書(市販の用紙で可) ※写真貼付 ② 志望理由をまとめたもの(A4 横書) ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの(A4 横書) (注) 専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。 (2) 二次選考(書類選考により面接の連絡を受けた者) ① 戸籍謄本 1 通(発行日から 3 ヶ月以内のもの) ② 卒業(修了)証明書(大学・大学院等)

【勤務地：東京都千代田区】

	3. 提出先 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房子ども家庭庁設置法案等準備室 人事担当 ※ 封筒に「任期付職員（日本版DBS）応募」と必ず記載の上提出してください。
備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。（休職は不可） 2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。